

令和7年度第2回過疎問題懇談会 議事概要

(開催要領)

1. 開催日時：令和8年3月25日（水）13：30～15：30
2. 場 所：中央合同庁舎2号館低層棟102会議室、オンライン
3. 出席者
 - ・座長：小田切徳美 明治大学農学部教授
 - ・委員：石山 志保 福井県大野市長
 - 井上あい子 ai株式会社代表取締役
 - 作野 広和 島根大学教育学部教授
 - 高橋 由和 NPO法人きらりよしじまネットワーク理事
 - 筒井 一伸 鳥取大学地域学部地域創造コース教授
 - 沼尾 波子 東洋大学国際学部国際地域学科教授
 - 人羅 格 毎日新聞論説委員
 - 広井 良典 京都大学名誉教授
 - 山内 昌和 早稲田大学教育・総合科学学術院教授

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 今後の集落対策に向けて
 - (2) 人口減少地域における買物サービスの確保のための地域と民間事業者の連携に関する調査研究事業について
- 3 閉会

(資料)

- 資料1：今後の集落対策に向けて
- 資料2：人口減少地域における買物サービスの確保のための地域と民間事業者の連携に関する調査研究事業について

(議事概要)

【議事(1)】

～事務局から説明後、以下構成員よりコメント～

- ・近年、専任集落支援員は継続的に増えており、令和6年度は約2,600人、すなわち、8,000人強の地域おこし協力隊の約3分の1の数の集落支援員が地域に存在している。また、地域おこし協力隊と異なり、集落支援員は比較的、女性の割合が多いという新しい傾向や、その一方で、都道府県ごとに取組の格差が大きいといった特徴を踏まえた上で、この制度を更に前進させるためにはどうすべきか、議論したい。
- ・集落支援員を導入する際、地元の人々に向けて、「なぜこの人が集落支援員なのか」という納得感を、自治体側の経験不足や言語化の難しさのため、説明しづらいという話を聞いた。集落支援員による受益者・受益エリアをどう説明するか、自治体のサポートとなる取組が必要ではないか。この点は委託契約でも同様であり、郵便局や農協を活用する場合も含め、なぜそこに委託するのか、という観点を深められるとよい。
- ・地域運営組織に委託する場合、透明性の観点からは、実際に委嘱を受けている集落支援員と、委託元の自治体との結びつきを明確化する方法を考えるべきではないか。郵便局についても、その活動の検証方法や業務の履行状況は丁寧に考えるべきではないか。
- ・集落支援員の活動に関する情報発信、情報共有、分析をするに当たって、アプリを構築するなど、何か定型的なフォーマットをつくって、誰もが見られるような環境をつくる、というような見える化・デジタル化の観点も検討いただきたい。
- ・高齢化が進むと、孤立の問題など、限りなく福祉の領域と集落支援員の仕事が重なってきており、集落支援員と福祉領域との連携が非常に重要。過疎地では非常に人手が不足しているが、福祉領域は対人サービスのノウハウも持っている。地域おこし協力隊だけでなく、社会福祉協議会等との連携についても工夫していただきたい。
- ・日本全体で人口の再生産が困難な状況にあることを踏まえると、集落支援員に期待されるミッションとしては、やはり寄り添いや見守りがより大事になってくるのではないかと。地味な活動や光を当てづらい局面も結構あると思うが、日常生活を当たり前に行き続けられる、という価値をうまく評価できるようになるとよい。
- ・雇用の創出を趣旨とする制度ではもちろんないが、地域に雇用があり、役割を担う人が働いてくださることで地域全体の持続性が確保されるという面はあるので、誰に担っていただくのか、どのくらい経済的に保障すべきか、という議論もできるとよいのでは。
- ・地域おこし協力隊との連携は非常に重要。積極的に方策や交流を考えるとよい。
- ・これまで地域の役員を担われた方が承継されず、各地域で身近な生活扶助機能の低下が発生している中、集落支援員を、目配り役、あるいは集落の生活扶助機能を支えるインフラとして、しっかりと位置づけていただくと実践的でありがたい。
- ・住民自治の取組を進め、地域運営組織を構築していく中で、中核的な役割を果たす者として、集落支援員の役割に期待している。その際、ボランティアということではなく、郵便局や委託契約を活用し、謝礼なり委託なりのお金を支払って頑張ってもらいたいという仕組みは欠かすことができないのではないかと。
- ・資料で提案されているサポート方策や、サポート体制は極めて妥当な方向性。
- ・集落支援員と話すと、正直、何からやればいいのかわからないなど、委嘱先の自治体からのミッションの提示が不明確であるというような話をよく聞く。人口減少が進み、地

域づくりの担い手が少なくなってきたという課題に対して、アライバイづくりとして集落支援員を張り付けているということにならないよう、自治体側の責任も確かめる必要がある。例えば、集落調査とは何か、調査をどのような成果につなげていくのかということ自治体側もしっかりと明確に打ち出していくことが大事。

- ・地域おこし協力隊については、移住・定住の観点から、行政側はどうしても地元に残ってほしいと考え、集落支援員として定着するという流れに繋がっている面がある。両者の役割の合致点を見つけて連携させていくことが重要である。
- ・共生社会や福祉は、今後、過疎地域が抱える大きな問題であり、持続可能な地域福祉の充実の観点から、生活支援コーディネーターとの連携は必要。あるいはオールマイティの人材としての活用、あるいは得意分野、産業分野に特化した支援制度のあり方であったり、あるいは人材育成であったり、そのような活用も今後、必要ではないか。
- ・地域によって、あるいは都道府県か市町村かによって、集落の役割というのは何か、集落支援員がどういうところまで担うのか、といった考え方は様々ありうる。そういったことも含めて、トータルな財源保障をどのように考えていくのかという視点が大切ではないか。集落支援員という人件費の支援も重要だが、集落をサポートするための道路の維持管理や空き家対策というような財政措置も含めて、考える必要があるのではないか。
- ・集落支援員と、地域の福祉、森や道路の管理に関する専門職の方、地域おこし協力隊、あるいは生活支援コーディネーターといった方々が、どのように連携しながらトータルに集落に関わっていくのかという視点も大事であり、協力隊と集落支援員の交流もそうした意味で重要な取組。協力隊と集落支援員の研修を合同でやることも考えてはどうか。
- ・今まで漠然としていた集落支援員のミッションを明確化し、見守り・寄り添い、機運醸成、集落の維持・活性化の取組の伴走という、「行きつ戻りつつ」のプロセスが明らかにされた。単なるミッションの設定ではなく、このプロセスを意識しながら活動するのが集落支援員だという点が明確化されたことが1つのポイント。特に、機運醸成における「小さな試行錯誤を重ねながら」という点は重要。
- ・任期について検討の方向性は示されていないが、地域の実態からすると、1年ごとの更新というのは適当なのか、例えば地域おこし協力隊の任期は、一部、3年から5年になったが、集落支援員はもっと長く、先ほどのようにプロセスが重要だと考えると、そもそも5年が任期だという設定の仕方もあり得るのではないか。こうした点も含めた調査が必要ではないか。
- ・集落だけでなく、地域運営組織に対しても伴走支援あるいは中間支援的な役割を果たし、いわば市町村単位から広域のNPOとしての立場に集落支援員が変わりつつある事例もあり、その育成のためのお金として、待遇面について再考する、という発想もあり得るのではないか。
- ・集落支援員の再定義をして方向性を示すのはよいが、現場では、地域住民が集落支援員をプレーヤーとして見て、頼ってしまうというおそれがある。この点、十分注意が必要。
- ・集落のあり方は、大きく、「むらおこし」、「むらのこし」、「むらおさめ」の3つの要素から成る。「村おこし」は地域おこし協力隊が得意とし、「むらのこし」段階で集落支援員が機能する。他方、「むらのこし」をした先というのが現地では見えない。そのため、不安や諦めが生じ、心の過疎が起こることになる。そういった集落そのもののリ・デザインというかアドバンスデザイン、そういったものが必要である。さらに集落支援

員がカバーしてもカバーしきれない先はどうなるのか、という疑問も現場ではある。こうした点もぜひ研究いただきたい。

- ・ 集落支援員の未導入団体へのサポートとして、生成AIの活用が考えられないか。これまでの活動事例をデータ化し、学習させることができれば、当該地域に望ましい集落支援員の活動モデルを示せるように思う。
- ・ 集落支援員という呼称が本当にいいのか。その意義を分かりやすく伝えるためには、活動タイプごとに更に愛称があってもいい。

【議事（2）】

～事務局から説明後、以下構成員よりコメント～

- ・ 調査研究のキーワードは「公民連携」であり、経営学・商学の有識者にも参画いただいて、どのようなコストを民間が負い、行政が引き受けるか、という点について様々なパターンを調査したもの。
- ・ 国の財政的な関与や、「買い支え」のための市町村によるコミュニティに向けた機運醸成の取組は必要だが、買物の商圈や物流を考えると、広域的な観点からの対応も必要であり、都道府県の役割が欠かせない。このように異なる空間スケールでの議論が求められる、ということが分かった。特に都道府県の役割を明確にする観点から、引き続き、検討いただきたい。
- ・ いわゆる買物弱者の研究というのは意外とされていなくて、例えば地域共同売店の事例研究などはあるが、政策に結びつくような分析的な研究というのは非常に少なく、今回の調査研究事業はその入り口になるのではないか。
- ・ できるだけ既存の地元の企業が、財政支援や連携等の強化により、再チャレンジや新たな体制を組むという可能性を残せるとよいのではないか。
- ・ 買物というのは単に物を買うだけではなく、ちょっとした会話、コミュニケーションが生まれたり、コミュニティの拠点になったり、ひいては孤立防止であったり、あるいは外出して買いに行くこと自体の重要性という意義があるもの。
- ・ 報告書において重視されている、都道府県の役割は、新過疎法で規定された都道府県の責務や、地制調で議論されている垂直的補完の議論とも重なる。そのような形で広めにスタンスをとりながら議論していただきたい。